

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成23年度第21回（定例会）

署名人 添石幸伸

委員長 城間勝

開催日時 平成24年2月1日（水） 開会 午前10時00分

閉会 午前11時10分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城眞徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

議案第46号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について（学校給食課）

議案第45号 那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について（博物館）

議案第47号 那覇市スポーツ推進審議会条例制定に関する意見の申し出について（市民スポーツ課）

議案第48号 那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について（生涯学習課）

報 告 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について（施設課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長（総務課）東恩納隆栄課長

（市民スポーツ課）伊良皆宜俣課長、内間実主幹、伊禮道子主査

（生涯学習課）具志真孝課長、真境名充子主幹

（中央図書館）崎山喜代子館長、津嘉山剛主幹

（施設課）真境名元作主査

【学校教育部】盛島明秀部長、宮内勇人副部長

（学校給食課）我那覇生男課長、宮良努主査

【市民文化部】佐久川馨部長

（博物館）我謝幸男館長、高里浩主幹、大城敦子主査

会議録作成（総務課）仲間稔主査

城間委員長 ただいまから平成23年度第21回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は添石委員にお願いいたします。議案第46号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」説明をお願いします。

盛島部長 提案理由説明

我那覇課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 那覇学校給食センターが廃止になりますが、その後はどのようになりますか。

我那覇課長 那覇学校給食センターは今年度、3月の学校の終了式まで給食を受け持ちます。新しくできる安謝給食センターと、天久給食センターが3月には完成しますので、3月1日から4月の給食開始4日まで、既に民間委託を決定しています。その民間委託業者には中に入ってもらい準備をしてもらっています。約1ヶ月と10日程度、その準備する期間を設けて、3月31日をもって那覇学校給食センターを廃止して、今度は取り壊しの計画をしています。取り壊した後、更地にして、そこは元々県有地ですので、那覇工業高校の敷地内に入っています。それは県へお返しするというふうなことでなっています。

城間委員長 他ございませんか。それでは議案第46号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第46号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」議決確定します。議案は決定しましたが、新聞報道にあります放射線の件が那覇市の学校給食センターということですので、その件につきまして、学校給食課より説明したいということですのでお願いします。

我那覇課長 先ほどお配りしました資料の一番最後の方に、琉球新報に掲載された記事と沖縄タイムスに掲載された記事の写しを添付しています。その新聞紙上では、本島南部の小中学校というふうになっていますが、内容については、これは那覇市の学校給食センターです。保護者が「放射能から子どもを守る会」というようなことで任意団体を設立しまして、その保護者の方から給食で使われている食材を自主検査したいということで、給食に使われている献立の中で気になる物、これは長野産のエリンギがあったわけですが、それと同じ物を提供してほしいというふうなお話がありました。提供はできないですが、紹介することはできるということで、私どもが間に入って給食に使われた産地と同じ物を当日、業者に入れてもらって、その団体へお渡しして、その費用は団体がつということなので、その団体から業者に支払いをしてもらいました。その受け取ったエリンギを琉球大学に検査機器がありますので、そちらで検査し、その検査表が出てきたということです。それでわかったのは1キログラムあたり1.12ベクレルの放射性セシウムが検出されたということです。放射性セシウム

というのは、今回の原発事故からしか出ないものです。自然界にはないものですから、当然、原発事故の影響によるものというふうに判断しています。その数値については、非常に低い数値です。いま暫定基準値では1キロあたり500ベクレルという数値になっていて、また今度の4月から改正されることとなりますが、1キロあたり100ベクレルという基準値になります。その100ベクレルを更に下回っている数値で1ベクレルということなので、特に大きな問題ではないというふうに、私どもは認識しています。その数値の説明をします。

宮内副部長 2枚お配りした資料ですが、ベクレルという形で放射線を発する容量といいますか、そういう形で人体への影響分を数値に変えるということでシーベルト換算をしてみました。これは原子力安全委員会と国際放射線防護委員会の計算ですが、その団体によって多少数値が違ってきますが、一番高い数値が出る原子力安全委員会の数値を使っています。それによると、今回のセシウム134の場合は、1キロあたり0.46ベクレルでした。これを100グラムで換算した場合、シーベルト単価で0.19マイクロシーベルトになります。これは今回、新聞で報道されたものが1キロあたり0.46ベクレルですので、100グラムですとその10分の1の0.046です。シーベルト換算しますと0.000874マイクロシーベルトという数値になります。もし厚労省の方で100ベクレルという基準が決まりましたら、その273分の1です。その基準値内だったらいいだろうというものの273分の1というわずかなものです。これはセシウム137においてもほぼ同一です。152分の1というような形になります。例えば、給食の場合は更に低くして40ベクレルの場合はどうかということも計算しましたけれども、それでも87分の1とか、61分の1というような数値になっています。日常、私たちは放射線をあびているわけですが、それでも0.022マイクロシーベルトから0.024マイクロシーベルトです。これは南城市の検査ですが、毎日のように計測されています。そういった自然界の放射線量に比べても100グラム食べた場合でも28分の1とか、そういうレベルです。10グラムの場合は285分の1というようなレベルです。

我那覇課長 記事の中でちょっと気になる言葉がありました。ただちに人体に影響が出る数値ではないというふうに琉大の先生がお話されているんですけども、ただちに人体に影響が出る数値ではないというのは、では今後は出てくるのではないかというふうに意味に感じられる文面ですが、実は、低い数値での放射線の影響というのはまだ科学的に確認されてないそうです。というのは低い数値の放射性物質が、例えば発ガン性を高めるということは他の要因、たばこやお酒とか、また食べ物とか、空気とか水とか、そういったいろんな要因があって放射性物質による影響がただちにガンの発生率を高めるというのは区別ができないということで、ただちに人体に影響が出る数値ではないというような表現になっているようです。

宮内副部長 参考までに、比較としてあと2点です。例えば胸部レントゲンを1回とった場合、50マイクロシーベルトといわれています。今回のエリンギ100グラムを食べたと、

100グラムはエリンギ約1本分ですけれども、それを食べたとしてもこれを5万7000回から5万8000回ずつ食べた量と、胸部レントゲンの量と一緒にということになります。もう1つは日常、私たちが食べている物の放射性カリウムの被曝については約1年で100マイクロシーベルトから400マイクロシーベルトと推測されています。つまり今回のものは約0.000874マイクロシーベルトなので、通常、私たちが1年間に食べ物から受ける被曝線量は17万分の1というような、今回の100グラム食べたとしてもそういう数値ですのできわめて微量なもので、影響はないということです。

盛島部長 これについては検査に出した保護者の方々もものすごい低い数値ということで、逆に安心していただいています。実際、このエリンギはきざんでスパゲティーの食材として入れているので、1人あたり10グラムぐらいしかとっていないということです。また、市町村レベルの検査機器では20ベクレル以下はほとんど検査には出てこないです。今回のものは琉大の特別な装置でやったので低い数値が出てきているが、通常の検査機器では出てこない数値です。

城間委員長 数値を聞いたら安心しましたがけれども、報道だけ見ると知らない人は放射線というのと、いかにもすぐ何か影響を与えそうな気がするんですけどけれども、こういう細かい説明というのは私も知りませんでしたので安心しました。

添石委員 やはり子をもつ親からすると食材を選ぶことができないので、食材に入っていたということで、たぶん数値という問題ではないと思うんですが、素人からすると細かい数値を言われてもよくわからない。ただ入っていたという事実だけですごく心配になるというのが保護者の立場なのかなというのは思います。いま話しがあつたようにメディアの方々が一番考えて頂いて、真実はどうなのかというのを教育委員会でも今後は協議を重ねながら、一番は安心を与える方策というのをぜひ考えていただきたいとします。これは今回に限らず何年かかかるかわかりませんが、ずっと続くことだと思つるので、教育委員会の立場でぜひ保護者の方々、お子様方に安心感を与えるものを今回で終わることなく、常に何か検討して、それでメディアの方々に協力いただいて、情報発信を常にやり続ける努力は教育委員会としてすべきなのかなとつくづく感じましたので検討していただきたいとします。

城間委員長 この新聞報道については学校長、あるいは教頭会等でも、教育長あるいは部長から話をされる予定はあるんですか。

盛島部長 従来、この放射能については校長会でも基準内ですよと説明してきています。ただ、今回は少しマスコミにも出ましたので、改めてしっかり説明したいとします。

城間委員長 学校長、PTA会長あたりに文書でも、方法はいろいろあると思うんですけども、全く心配ないということを説明してほしいとします。続きまして議案第45号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」説明をお願いします。

佐久川部長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 国の法律が変わったことに伴う条例の改正ということです。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。特にないようですので、議案第45号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第45号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」議決確定します。続きまして議案第47号「那覇市スポーツ推進審議会条例制定に関する意見の申し出について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

添石委員 いま根拠法が変わったということですが、その振興から推進へ移行していく背景的なものと、具体的に大きくこのように変わっていくというような方向性というのを少しご説明いただきたいと思います。

伊良皆課長 スポーツ振興法については、昭和36年に制定されています。その時点というのは東京オリンピックが開催されるような状況で、どちらかと言うとスポーツに関してこれから振興していこうというふうな内容のものが、このスポーツ振興法の基本です。このスポーツ基本法ですが、スポーツを取巻く環境が既にいろんな形で変わってきています。スポーツ振興法の方では、特にプロスポーツに関する規定はなく、アマチュアだけに限定し、営利に関わるようなものは入っておりませんでした。近年のスポーツ行政、あるいはスポーツ産業等々を踏まえた状況の中で、こういったプロスポーツの部分についても導入していこうというふうなことで、スポーツに関しては振興の段階ではなく、推進をしていく、充実をさせていくというふうな内容のものが、スポーツ基本法の大きなねらいだというふうに理解しています。

添石委員 いま国レベルの大きな移行の話だと思いますが、特に那覇市においては具体的にどういうアクションを移していくとか、何か方針的なものがより具体的にお話いただけますでしょうか。

伊良皆課長 このスポーツ基本法制定以前のスポーツ振興法の中で、地方のスポーツ推進計画について国の方で定めたスポーツ基本計画というのがありますが、地方の方でも、そういった基本計画を定めるような状況がありました。それを受けて平成18年度に、那覇市のスポーツ基本計画というものをすでにスポーツ振興法に基づいて制定をしている状況にあります。現在、私どもが推進していますスポーツ行政につきましても、平成18年度に制定されましたスポーツ振興基本計画に基づいた形で、一応スポーツ行政の推進をしているというふうな状況です。新しくスポーツ基本法の中でも、こういったスポーツ地域推進計画に関するものを定めなさいというようなことはありますが、この中についてもすでにスポーツ基本計画等が策定されている分については、その部分でというふうな形がありますので、基本法自体は変わっていますが、現在、那覇市

におけるスポーツ基本計画の分については、平成18年度に制定されたものをそのまま、10年計画ですので、それを踏襲していこうというふうに考えています。

喜久里委員 那覇市においてはスポーツのめざましい活躍をしていると思い期待しているところですが、条例の第2項に「特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる」とありますが、この臨時委員とはどのようなものでしょうか。

伊良皆課長 この特定事項については1号から4号がありますが、1号はスポーツ推進計画です。特に、今般、公の施設の指定管理者制度が導入されていまして、スポーツ施設についても那覇市民体育館、あるいは奥武山球場等々については指定管理者制度を導入しています。こういった指定管理を運営する団体の選定については、那覇市の指定管理者の導入に関する指針の中で、附属機関のあるものについて、その指定管理者の団体選定にあたっては、その附属機関の答申を経て決定していくというふうな状況がありましたので、スポーツ振興審議会の中でも、その選定委員会というものを立ち上げまして、その委員の方々に指定管理者の団体を選定しています。その関係があり、今回第2条第3号で「体育施設の指定管理者選定に関すること」というものを入れてあります。

城間委員長 それではよろしいでしょうか。議案第47号「那覇市スポーツ推進審議会条例制定に関する意見の申し出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第47号「那覇市スポーツ推進審議会条例制定に関する意見の申し出について」議決確定します。続きまして議案第48号「那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

具志課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 この図書を借りて返さないとか、そういったものの弁償はどうなっているのか。この時の免除というのは落書きとか、ちょっと傷つけたとか、そういうのは該当するかもしれませんが、返してくれない、催促しても持ってこない、こういったものの弁償というのはどのようになりますでしょうか。

崎山館長 貸し出しをして無くしたということでしたら、改正後の「汚損し、又は滅失したとき」となり、現状のものを返していただくという形になります。

城間委員長 いくら催促しても戻ってこない、連絡が取れないということもありますか。

崎山館長 毎月、督促状を出しています。その督促を出しているんですけども、その督促状自体の宛名にいないと、住所不明ということで戻ってくる場合は返却本が戻らないという形になります。

金城委員 そういったことは1年間にだいぶあるんでしょうか。

崎山館長 はい、ございます。

喜久里委員 第4条で「ただし市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは」というとこ

ろがありますが、どうしてあの人はよくて、私は駄目なのかというようなクレームがあった場合にはどういう対応になりますか。

具志課長 私も去年1年間は図書館にいましたので、職員といろいろ議論してみますと、やはり線引きというのは確かにご指摘のとおり非常に難しいですけれども、先ほど申し上げた、これは明らかに免除してあげた方がいいというのはあると、これについてはやりたくても今その根拠がないからできません。ですから、ある程度の免除規定を作って細かい規則については中央館長の規則でもって具体的な基準を作って、そこで運営していく中で、いまのような公平性を確保するためのラインにどうもっていくかというのは運営しながら良い物へ修正していく、そういう柔軟な規則、免除規定を作っていく、ということが基本的に望ましいと思います。

添石委員 私も柔軟に対応していくという姿勢は良いと思うんですけども、その条例の中で、「ただし市長が」となっているところがすごく気になったんですけども、実際の規則等で対応していくということですが、教育委員会でもなく、「市長が」ということが主語になっているところに関して、理由等がありましたら教えていただきたいと思えます。

真境名主幹 これは権利の放棄ということになりますので、那覇市を代表する市長が、これを放棄するかどうかというふうな判断は市長しかできないので、市長であって教育長ではないということです。

新城部長 いまの説明のとおりですが、例えば使用料を徴収する、あるいは減免する、といったのは首長の権限になっています。今回の一部免除ということはある意味では損害賠償を免除するということですから、そういった判断は首長が行う。その運用は教育委員会に任せられることになりますが、そういった法体系の元で市長となっています。

城間委員長 では、よろしいでしょうか。議案第48号「那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第48号「那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」議決確定します。続きまして報告「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

真境名主査 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

新城部長 これはボールが破れ目から抜けて下方にある自動車のフロントガラスに当たったということですが、2つほど疑問に思うようなところがあると思いますが、まず、通常の打球の方角からいくと上の方へ行ってしかるべきなんですけど、その網を抜けた、その後ろに木の枝があって、その枝にあたって下方へ方向を変えたんじゃないかということが推定されます。それともう1つ、軟式野球ボールで、どうしてフロントガラスが割れるかという、そういった疑問はありますが、その写真に示しているボールは、

実はこれは硬式野球ボールです。もちろん中学校は軟式野球ということですが、練習の際によりバッティング効率をあげるという考え方らしいですが、硬式ボールというのは、まさに芯を捉えないと前に飛ばない。したがって、その訓練のためにあえて硬式野球ボールを使っている。そういったボールを使った結果、フロントガラスを破損したということです。そういった意味でいろいろな偶然が重なって、こういっては語弊がありますが珍しいケースであったと思います。ただ、防止するということは可能であったわけで、1つには網の前に、こういった場合には防球ネットをセッティングして、こちらに飛ぶ打球も防ぐというようなことなんです、それが設置されてなかったということで、ある意味で不注意だったと思います。ということで今回は保険がききますので、物損という対応をしますが、今後は特に、各学校で硬式ボールを使って、野球練習をしている学校については、このようなことが起こらないような対策をしていきたいです。

城間委員長 以前、給食車両の事故の件がありましたが、一番心配なのは、人身事故。スポーツ活動を活性化するというのは、教育上非常に良いことで異論はないけれども、一步間違えるとサッカーのゴールポストが倒れて人身事故とか、いまみたいに硬球ボールが飛んで行って子どもに当たるとか、そういうことを考えるとスポーツは危険との隣り合わせという部分も無きにしもあらずなので、これは施設課の問題ではないと思うけれども、学校教育の段階で学校長、部活動主任は周囲を見渡して危険がないのかどうかというのをチェックしてやらないと、ある意味ではガラスでよかったなど、不幸中の幸いという感じはします。

新城部長 その後の対策については早急に網目を塞ぎました。

金城委員 被害者の方からの申し出で発覚したのですか。

真境名主査 その被害者のお宅は松島中学校の周りのお宅で、最初に電話があったのはそちらのお母様から学校の方へご連絡があり、その時には教頭先生と顧問の先生が行ってお詫びをしています。

城間教育長 いま委員長がおっしゃったように、やはり人身事故でなくてよかったというところですが、その部活動のあり方等々、その危険と隣り合わせという委員長からご説明あったように、これまでも学校事故ということで、私自身も経験したのは、サッカーのゴールポストを不安定のまま立てかけておいて、それが入学式のとき倒れてきて頭を怪我したという経験をしました。そういう意味では、このことをやっておけば繋がらなかったというところはよくあるので、そういう意味では校長会、教頭会等の機会を設けて、あるいは部活動等々で念には念を押して話をしていきたいと思っています。

新城部長 野球ボールによる事故という意味では、学校とは直接関係ないですが、セルラースタジアムがあります。これから巨人軍のキャンプに入っていきますが、試合はともかく練習の場合、やはりバッティング練習をすると打球がかなり遠くへ飛ぶということがあります。したがって、その期間だけは特別にネットを中央のスコアボードの両サイド、特に1塁側です。特別にその期間だけ防球ネットを張ります。ご承知のとお



り向こうには県道があり、常に自動車が往復している状況ですから、それが超えてそういう何らかの事故に結びつかないような措置をしています。

伊良皆課長　いま部長が説明したとおり、キャンプ期間につきましてはフリーバッティング等々があります。やはりプロの打球ですので弾道的にはかなりいくだろうということで、防球ネットの高さは約15メートルぐらいの状態にセットしています。それを越すとすると160メートル以上の打球じゃないと越すことはないということです。その部分に関しては万全を期しているというふうに考えています。更に、防球ネットの後ろ側の方には駐車場があり、その後ろの方に県道があります。その県道の方にも8メートルほどの防球ネットがあり、二十の防御となっています。

添石委員　施設を修理し、管理する監督責任という意味ではこういう事故がないように管理していくという義務は当然ながらあると思うのですが、1つ教えていただきたいのは、例えば民間で事故が起きたときに賠償の部分で保険でどこまでカバーするか。免責事項等々があると思いますが、例えば今回の事故で校内で起きたものに関してはすべて責任をもって賠償していくのか。例えば、これが部活中ではなく、自主トレでたまたま何名かでやっていたときもその対象になるのかどうか。例えば学生でもない地域の方々が施設を利用して、たまたま今回のように穴があいたところから通して事故が起きた場合はどうなのか。いま軟式野球を前提にした施設というのはできているんでしょうけれども、硬式球でやった場合の事故というのもすべて施設管理者側が、これは責任を負うのか。それとも個別によっては利用者、もしくは施設の目的外の使用に使われたときは、その方に賠償責任問題が生じるのか。その辺を教えてください。

真境名主査　今回、私達の方が入っている全国市長会の災害賠償保険につきましては、原則、学校の施設の方に何らかの瑕疵があった、もしくは学校の管理下で行われた学校教育の活動が対象となります。今回は部活ということで、管理下で行われたものに対する賠償ですが、そういった施設にも瑕疵はなく、学校教育課程で行われた活動でもないといった場合には、原則対象にならないと思います。ただ、これについても保険会社との交渉でケースバイケースになる場合もありますので、一概に駄目ですよということはいまの時点では決められない状況です。先ほど言いましたように原則としては学校に賠償責任があるかどうか、その保険適用になるかどうかの基準になっています。

城間委員長　学校教育活動以外では認められない場合もあるということですか。

真境名主査　はい、そうです。

城間委員長　例えば一般の方が郷友会で野球大会をするから学校長にお願いして運動場を借り、ホームランを打って破損した場合には委員会とは全く関係ないですか。

真境名主査　関係ないです。

添石委員　安全であろうというネットの前提でいたんですけども、たまたまそこが修復されなくて穴があいて、そこから通過してしまった。というのが施設管理者側に瑕疵があるというふうに見なされたということになるわけですね。

盛島部長　ただ、今の松島中の使い方については絶対的に指導しないといけない。防球ネット

に直接硬球を打つということは、これはありえないことですから。やはりバッティングネットをきちんと設置してバッティングネットへ打っていかないと、硬球を防球ネットへ打つということは、やはりこれはやってはいけないことだと思います。

城間委員長 夜間開放の時にはどうなんですか。

城間教育長 ねじが緩んでいたということもあり得ますので、その状況によったケースバイケースじゃないでしょうか。

喜久里委員 事故があった場合に学校長から委員会へ連絡が来るのですか。

真境名主査 学校長から物損事故についてはこちらの方にきますし、人身事故については学校教育課の方にきます。

城間委員長 よろしいでしょうか。それでは、報告「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」了承します。以上をもちまして、平成23年度第21回教育委員会会議定例会を終了します。